

## 鶴ヶ島市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年12月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

### 1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

### 3 監査の対象

- (1) 都市整備部 区画整理課
- (2) 都市整備部 企業立地課
- (3) 市民生活部 地域活動推進課 南市民センター
- (4) 市民生活部 地域活動推進課 北市民センター
- (5) 市民生活部 地域活動推進課 大橋市民センター

### 4 監査の着眼点

令和6年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

### 5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

## 6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年11月15日

## 7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

## (1) 都市整備部 区画整理課

### ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 一本松土地区画整理事業

区画整理によって、一本松地区の良質な市街地の形成及び住環境の整備改善を図る。

土地区画整理事業に必要な業務委託、個別説明会、換地計画の縦覧を実施し、換地処分通知の発送を行っている。

今後は、令和7年1月末の換地処分の公告に向けて事業を進めていく。

#### (イ) 若葉駅西口土地区画整理事業

区画整理によって、若葉駅西口地区の無秩序な住宅開発を未然に防止し、駅前交通広場、道路、公園等の公共施設の整備改善を行うことにより、良好な居住環境を有した健全な市街地の形成を図る。

土地区画整理事業に必要な業務委託、個別説明会、換地計画の縦覧を実施し、換地処分通知の発送を行っている。

今後は、令和7年1月末の換地処分の公告に向けて事業を進めていく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

## (2) 都市整備部 企業立地課

### ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 企業立地雇用等促進奨励経費

「鶴ヶ島市への企業立地」、「市民の雇用」、「就業を通じた本市への移住・定住」などにより、職住近接の暮らしや多様な働き方を実現するため、対象企業やその従業員に補助金を交付することで、企業立地や市民雇用を促進し、地域の活力創出を図るための経費。

市内在住者雇用奨励金、従業員転入促進奨励金、従業員持家取得促進奨励金の交付を行っている。

今後も、企業立地による雇用等の促進に関する奨励制度を活用して、企業立地を促進し、雇用機会の拡大や定住の促進を図っていく。

#### (イ) 企業立地推進事務経費

企業立地や市民の雇用などに関する事務を執行するための経費。

市内に立地予定である企業を訪問して、立地に向けた企業のニーズや、市との将来的な連携に向けた調整を図っている。

今後も、企業のニーズ把握や企業支援に取り組み、地域に根差し、まちづくりを共に担う企業となってもらえるよう、企業との連携を深めていく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

該当事務なし。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

### (3) 南市民センター

#### ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

##### (ア) 南市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和6年9月末現在の利用件数は1,926件、利用人数は25,401人、定期利用団体数は79団体である。

高齢化により解散する団体があるものの、新規に活動する団体もあることから、利用団体数は横ばいの状況である。コロナ禍で減少していた利用状況は徐々に回復している。

今後も引き続き、適正な施設の維持管理及び市民活動の支援に努める。

##### (イ) 南市民センター講座等開催経費

地域で心豊かに過ごすための交流や学習機会、こどもたちの居場所づくりの場を提供するための経費。

南どんぐりまつり、地域課題講座、健康講座等を開催し、地域住民、地域団体との協働により地域で支え合う福祉、健康づくりを進めることができた。

引き続き、地域の課題の解決に向けて、これらの事業を進めていく。

#### イ 評価・意見・要望

##### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

##### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

##### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

##### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

##### (オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

##### (カ) 意見

文書管理規程で定められている発送日などの記録について、記録誤りや記録漏れが多数見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。

#### (4) 北市民センター

##### ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

##### (ア) 北市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和6年9月末現在の利用件数は1,196件、利用人数は17,235人、定期利用団体数は48団体である。

コロナ禍で減少した利用状況は回復傾向にあるが、利用者の高齢化により解散する団体があり、利用団体数は減少している。

今後も引き続き、適正な施設の維持管理及び市民活動の支援に努める。

##### (イ) 北市民センター講座等開催経費

地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援する講座を開催するための経費。

北市民まつりや各種講座を開催した。

今後も引き続き、様々な特色ある事業を行っていく。

##### イ 評価・意見・要望

##### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

##### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

##### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

##### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

##### (オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

##### (カ) 意見

文書管理規程で定められている発送日などの記録について、記録誤りや記録漏れが多数見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。

## (5) 大橋市民センター

### ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 大橋市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和6年9月末現在の利用件数は1,587件、利用人数は14,119人、定期利用団体数は80団体である。

コロナ禍で活動休止・解散した団体の利用者が、改めて団体を立ち上げて活動するようになってきたことから、徐々に団体数・利用件数・利用者が増加している。

今後も引き続き、適正な施設の維持管理及び市民活動の支援に努める。

#### (イ) 大橋市民センター施設集中改修経費

公共施設総点検の結果に基づき、開館から30年以上経過し老朽化した大橋市民センターの高圧受電設備の更新工事を実施した。工事は遅滞なく完成し、施設の長寿命化が図られるとともに、地域の拠点施設として設備の健全化を図ることができた。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (カ) 意見

複数の支払遅延があった。また、文書管理規程で定められている発送日などの記録について、記録漏れが多数見受けられた。今後は、適正な事務執行に努められたい。